

神奈川県労働局長
児屋野 文男 様



2025 年 8 月 21 日

神奈川県労働組合総連合
議長 住谷 和典
(印 略)

2025 年度神奈川県最低賃金の 改正決定に対する異議申出書

神奈川県最低賃金の改定について真摯な議論を行って頂いたことに敬意を表します。「報告書」の労働者側・使用者側の主張は、それぞれの立場からの大事な観点が記載されていると読み取りました。報告書の内容を広く県民や県内の労働者・事業者にも周知し、最低賃金への理解を広げて頂くことを要望します。

そのうえで、神奈川県労働組合総連合（神奈川労連）の立場から、「神奈川地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 神奈川県の最低賃金額を「1 時間 1,225 円」とする改定は不十分であると考えます。生計費に基づき、最賃時間額のさらなる引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 地方間の最賃額格差の是正について、神奈川地方最賃審議会として政府や中央最低賃金審議会など関係機関へ要望書などを提出することを求めます。
3. 最低賃金制度の改善をはかるため、最低賃金引き上げによる地域経済への影響・効果や、生計費の具体的な水準、全国一律制度などについて審議会で議論し、内容を県民・県内労働者に周知することを求めます。

【 理 由 】

1. 「1 時間 1,225 円」の最低賃金額では、生計費を満たしません

1 時間 1225 円で年間フルタイム（1800 時間）働いたとしても、220 万 5 千円にしかならず、単身者であっても生計費を満たさないことは明白であると考えます。神奈川労連が指摘するまでもなく、最低賃金の法的根拠は憲法や最低賃金法であり、法の主旨である生計費を満たす最低賃金額とすることが必要と考えます。この間、物価が大きく上昇するなかで、とりわけ強く影響を受ける低賃金労働者の生計費を満たす必要性が高まっています。

「報告書」では、中小企業・小規模事業者への影響が懸念されていますが、事業

者への支援策は最低賃金とは別に検討されるべきものと考えます。中小企業においては、労働者不足や公正な取引・価格転嫁、産業構造転換への対応、後継者対策などが大きな課題になっていると認識していますが、最低賃金の引き上げを抑制してもこれらの課題の解決はできません。最低賃金の議論と切り分けて、中小企業への抜本的な施策強化を議論し具体化すべきと考えます。神奈川労連としても強く求めています。

低い水準の最低賃金が重石となり、労働者全体の賃上げが抑制されてきた結果、さまざまな矛盾や課題が表出しており、政労使いずれもが賃上げを重視する状況になっています。一部の労働者の賃上げだけでは、実質賃金の下落に歯止めがかからないことは結果が出ています。大局的な観点から改めて議論を深め、生計費に基づく最低賃金額に引き上げて頂くことを求めます。

2. 地方間格差の是正

何人かの県知事が最低賃金審議会に積極的に働きかけていることは、200 円以上もある地方間格差の矛盾の表われです。全国一律制度に言及する知事もいるほど、重要な課題になっていると考えます。

今年の中央最賃審議会の「目安」において、A・BランクをCランクが1円とはいえ上回ったのは、中賃においても格差を放置できないとの考えの表われではないでしょうか。

「神奈川は高い方だから言えない」という意見も聞きますが、全国2番目に最賃額が高い神奈川の審議会だからこそ、発信には大きな影響・意義があると思います。地方間格差の課題は、神奈川の審議会だけで解決できるものでないことは承知していますが、ぜひ議論して頂きアクションを起こして頂くよう求めます。

3. より良い最低賃金制度を実現するために

日本の最低賃金制度は「ガラパゴス化」しているのではないのでしょうか。賃金や最賃の制度は、国の歴史や慣習などから違いがあるのは当然ですが、固執せずより良いものに改革していく必要があると考えます。

そのためにも、「最賃引き上げ＝人件費増」というような観点だけでなく、最賃引き上げの地域経済への影響や労働者の定着・意欲向上などの効果の検証が必要と考えます。また、生計費の具体的水準や地方間格差の抜本的是正（神奈川労連は全国一律を求めています）など、より良い制度にするための議論をして頂き、県民や県内の労働者・事業者へ示唆して頂くことも審議会に期待し求めます。

以上